

# 報酬等に関する事項

三井住友銀行グループおよび株式会社三井住友銀行

## ■当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

### 1.対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている対象役員および対象従業員等(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下のとおりであります。

#### (1)対象役員の範囲

対象役員は、当期中に当行の取締役であった者としています。なお、社外取締役を除いております。

#### (2)対象従業員等の範囲

対象従業員等は、当行の従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、高額の報酬等を受ける者で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

##### ①主要な連結子法人等の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超える連結子法人等およびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。具体的には、SMBC信用保証株式会社およびSMBCバンクインターナショナル、三井住友銀行(中国)有限公司等の海外現地法人が該当します。

##### ②高額の報酬等を受ける者の範囲

高額の報酬等を受ける者とは、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、当行および当行の主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を60百万円に設定しております。当該基準額は、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび当行の過去3年間における役員に対する報酬等(以下、「役員報酬額」)の総額の平均(各事業年度における期中就任者・期中退任者を除く)をもとに設定し、グループ共通の基準額としております。これは、当行役員の多くが、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼務しており、役員報酬額は、グループ全体への貢献度に応じて決定されることを踏まえたものであります。なお、国内役員の退職一時金につきましては、役員報酬額から退職一時金の全額を一旦控除したものに退職一時金を在職年数で除した金額を足し戻した金額をもって、その者の役員報酬額とみなし、高額の報酬等を受ける者の判断を行っております。

##### ③当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者の範囲

当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行および当行の主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。具体的には、海外を含め当行および当行の主要な連結子法人等における取締役、監査役および執行役員(対象役員に含まれる者を除く)等であります。

### 2.対象役職員の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成および職務について

#### (1)対象役員の報酬等の決定について

当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲内において取締役会から委任を受けた頭取が、SMFG報酬委員会の審議内容を踏まえ、当行における役割・責任・成果を反映し、個人別の報酬等の額を決定しております。

上記により決定された内容については、当行監査等委員会へ報告を行っております。

当行監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### (2)対象従業員の報酬等の決定について

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております(335ページ「2.対象役職員の報酬等の決定および報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成および職務について (2)対象従業員等の報酬等の決定について」をご参照ください。)

## ■当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価について

### 報酬等に関する方針について

#### 対象役員および対象従業員等の報酬等に関する方針について

##### (1) 対象役員の報酬等に関する方針

当行は、取締役及び執行役員(以下、「役員等」)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(以下、「本方針」)を定めております。

本方針は、SMBCグループの経営理念並びに中長期的に目指す姿であるビジョンの実現に向けて、役員等の報酬が、適切なインセンティブとして機能することを目的としております。

##### <基本コンセプト>

当行の役員等の報酬は、以下に掲げる考え方に基づき決定する。

I.SMBCグループの経営理念並びにビジョンの実現に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。

II.SMBCグループの経営環境や短期・中長期の業績等を反映するとともに、株主価値の向上やお客さまへの価値提供、持続可能な社会の実現への貢献等を踏まえた報酬体系とする。

III.各々の役員等が担う役割・責任・成果を反映する。

IV.第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえ、競争力のある水準とする。

V.過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのプリンシピスを確保する。

VI.内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

VII.適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

##### <報酬体系>

I.当行の役員等の報酬は、原則として、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」の構成とする。

但し、社外取締役並びに監査等委員の報酬は、経営の監督機能としての役割を踏まえ、「基本報酬」のみの構成とする。

II.業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績等を踏まえて変動する業績連動部分の比率の目安を40%程度とする。業績連動部分は、SMBCグループの業績及び各々の役員等の成果に応じ、報酬基準額の0%から150%の範囲で支給を行う。

III.親会社である三井住友フィナンシャルグループ(以下、SMFG)株主との利益共有強化の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、SMFG株式で支給する報酬の比率の目安を25%程度とし、役員等の株式保有を進める。

IV.尚、業績連動部分の比率、株式による報酬の比率は、上記を目安としつつ、各々の役員等の役割等に応じた適切な割合を設定する。

V.「基本報酬」は、原則として役位に応じた現金固定報酬とし、各々の役員等が担う役割・責任等を踏まえて決定し、定期的に支給する。

VI.「賞与」は前年度のSMBCグループの業績と、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて年度毎に決定する。決定した金額の内、原則として、70%程度を現金にて支給し、30%程度を「株式報酬Ⅱ」として支給する。業績指標及び評価ウェイトの内容は以下の通り。

業績指標		評価ウェイト
SMBC業務純益*1	前期比/計画比	50%
SMBC税引前当期純利益*2	前期比/計画比	25%
SMFG当期純利益*3	前期比/計画比	25%

\*1 株式会社三井住友銀行の業務純益にSMBCグループ各社との協働収益等を加算。

\*2 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。

\*3 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

VII.「株式報酬」は、中期業績等に連動して決定する「株式報酬Ⅰ」、单年度業績等に基づき決定する「株式報酬Ⅱ」、役位等に応じて支給する「株式報酬Ⅲ」の3類型による構成とする。

a.「株式報酬」は、原則として譲渡制限付株式による支給とし、各類型で適切な譲渡制限期間を設定する。

b.「株式報酬Ⅰ」は、SMBCグループの中期経営計画対象期間の計画達成状況やSMFG株式のパフォーマンス、お客さま満足度の調査結果等を基に、中期経営計画の対象期間終了後に報酬額を決定し、支給する。業績指標は、財務項目(中期経営計画目標)80%、株式項目20%の評価ウェイトにより算出する。業績指標及び評価ウェイトの内容は以下の通り。

業績指標*1、2		評価ウェイト
財務項目	ROCE1*3	20%
	ベース経費*4	20%
	SMFG業務粗利益*5	20%
	SMFG当期純利益	20%
株式項目	TSR(株主総利回り)	20%

\*1 上記指標に加え、報酬委員会は定性項目として「お客さま満足度」、「ESGへの取組」、「従業員エンゲージメント」及び「新たなビジネス領域への取組」の4項目を総合的に判断し、上下±10%の範囲内で評価に反映する。

\*2 「CET1比率(バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く)」をノックアウト指標として設定し、年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る株式報酬Ⅰを不支給とする。

\*3 バーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。

\*4 営業経費から「収益運動経費」「先行投資に係る経費」等を除いたもの。

\*5 当社グループの連結粗利益。

c.「株式報酬Ⅱ」は、前年度のSMBCグループの業績と個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定の上支給し、実質的に継延報酬として機能させる。

d.「株式報酬Ⅲ」は、役位等に応じて決定し、支給する。

VII.財務諸表の重大な修正やグループのレビューへの重大な損害等の事象が発生した場合には、「株式報酬」について、減額や没収、返還請求が可能な仕組みを導入する。

IX.「報酬体系」に記載の以上の事項に関わらず、海外現地採用の役員等並びに日本国外に在住・在勤する役員等については、<基本コンセプト>に加え、各国の報酬規制・税制、報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に報酬を設計する。

#### <報酬の決定プロセス>

I.本方針は、SMFG報酬委員会が定める「役員報酬の決定方針」を踏まえ、当行取締役会で決定する。

II.当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲内において取締役会から委任を受けた頭取が、SMFG報酬委員会の審議内容を踏まえ、当行における役割・責任・成果を反映し、個人別の報酬等の額を決定する。

III.上記Ⅱにより決定された内容については、当行監査等委員会へ報告を行う。

IV.当行執行役員の報酬等の具体的金額、支払時期および方法等については、頭取が当行における役割・責任・成果を反映し、これを定める。

V.当行監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

■当行グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項および当行グループの対象役職員の報酬等と業績の連動について

三井住友フィナンシャルグループの「報酬等に関する事項」に記載しております(338ページ「当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項および当社グループの対象役職員の報酬等と業績の連動について」をご参照ください)。

■当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

1.株式会社三井住友銀行(連結)における当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位:人、百万円)

項目番号			イ	ロ
		対象役員	対象従業員等	
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	14	237
2		固定報酬の総額(3+5+7)	880	10,065
3		うち、現金報酬額	809	9,307
4		3のうち、継延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	49	344
6		5のうち、継延額	49	344
7		うち、その他報酬額	21	412
8		7のうち、継延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	11	236
10		変動報酬の総額(11+13+15)	480	8,949
11		うち、現金報酬額	241	7,548
12		11のうち、継延額	—	1,282
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	239	1,400
14		13のうち、継延額	239	941
15		うち、その他報酬額	—	—
16		15のうち、継延額	—	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—	175
18		退職慰労金の総額	—	744
19		うち、継延額	—	1
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	89
21		その他の報酬の総額	—	108
22		うち、継延額	—	—
23		報酬等の総額(2+10+18+21)	1,360	19,868

(注)1.報酬額等には、主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。

2.株式報酬Ⅲは役員等の職位に応じた金額を割り当てていることから、固定報酬として区分しております。その他の株式報酬は、業績等に応じて付与金額が変動することから、変動報酬として区分しております。

2.特別報酬等

(単位:人、百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	14	716	1	1	—	—

## 1.株式会社三井住友銀行(単体)における当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番		対象役員及び対象従業員等の数	イ	口
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	14	237
2		固定報酬の総額(3+5+7)	880	10,065
3		うち、現金報酬額	809	9,307
4		3のうち、縕延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	49	344
6		5のうち、縕延額	49	344
7		うち、その他報酬額	21	412
8		7のうち、縕延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	11	236
10		変動報酬の総額(11+13+15)	480	8,949
11		うち、現金報酬額	241	7,548
12		11のうち、縕延額	—	1,282
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	239	1,400
14		13のうち、縕延額	239	941
15		うち、その他報酬額	—	—
16		15のうち、縕延額	—	—
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—	175
18		退職慰労金の総額	—	744
19		うち、縕延額	—	1
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	89
21		その他の報酬の総額	—	108
22		うち、縕延額	—	—
23		報酬等の総額(2+10+18+21)	1,360	19,868

(注)1.報酬額等には、主要な連結子法人等からの報酬額等を含めて記載しております。

2.株式報酬Ⅲは役員等の職位に応じた金額を割り当てていることから、固定報酬として区分しております。その他の株式報酬は、業績等に応じて付与金額が変動することから、変動報酬として区分しております。

## 2.特別報酬等

(単位：人、百万円)

	イ	口	ハ	二	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	14	716	1	1	—	—

**■当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項**

株式会社三井住友銀行(連結)における繰延報酬等

繰延報酬等

(単位：百万円)

		イ	ロ	ハ	二	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動しない 調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動した 調整を受けた変動額	当該事業年度に 支払われた 繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は 株式運動型報酬額	906	566	—	—	509
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	1,698	363	38	—	1,064
	株式報酬額又は 株式運動型報酬額	2,734	2,290	—	—	1,005
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		5,339	3,221	38	—	2,578

(注)「当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額」には、当期に実施した株式報酬Ⅰの譲渡制限解除に伴う繰延報酬の取崩額を含んでおります。

株式会社三井住友銀行(単体)における繰延報酬等

繰延報酬等

(単位：百万円)

		イ	ロ	ハ	二	ホ
		繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は 変動の対象となる 繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動しない 調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に 関して、当該事業年度に 指標等の変動に連動した 調整を受けた変動額	当該事業年度に 支払われた 繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—	—
	株式報酬額又は 株式運動型報酬額	906	566	—	—	509
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	1,698	363	38	—	1,064
	株式報酬額又は 株式運動型報酬額	2,734	2,290	—	—	1,005
	その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額		5,339	3,221	38	—	2,578

(注)「当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額」には、当期に実施した株式報酬Ⅰの譲渡制限解除に伴う繰延報酬の取崩額を含んでおります。